

重要なお知らせ（後にライセンス条項が続きます）

Microsoft Corporation(以下「マイクロソフト」といいます)は、貴社の組織に関連する可能性のある情報をインターネットを介して自動的に収集し、お客様のインストール、アップグレードおよびユーザーエクスペリエンス、ならびにマイクロソフトの製品およびサービスの品質およびセキュリティの改善に役立てるために使用します。Windows Server IoTには4つの情報収集設定(セキュリティ、基本、拡張および完全)があり、既定では、[拡張]設定が使用されます。この拡張設定には、①マルウェア対策および診断情報と使用状況情報に関するテクノロジの実行、②デバイスの品質、およびアプリケーションの使用状況と互換性の把握、ならびに③オペレーティングシステムとアプリケーションの使用およびパフォーマンスに関する品質の問題の特定、に必要な情報が含まれます。管理者は、[設定]により情報収集のレベルを変更することができます。診断情報と使用状況情報の詳細については、aka.ms/winserverdataおよびマイクロソフトのプライバシーに関する声明aka.ms/privacyをご参照ください。

マイクロソフトソフトウェアライセンス条項

Windows Server® IoT 2019 for Storage Standard (16 core)

本契約は、お客様のデバイス(以下「本サーバー」といいます)と共に上記ソフトウェア(以下「本ソフトウェア」といいます)を頒布する日本電気株式会社(以下「NEC」といいます)とお客様の間で、締結されるライセンス契約書です。本ライセンス契約が画面に表示される契約に優先されます。

本契約には、本ソフトウェアを使用するお客様の権利および条件を規定しています。すべての条項が重要であり、まとめてお客様に適用される本契約を構成するため、本ソフトウェアに付属する、追加ライセンス条項およびリンク先の条項を含む本契約全文を確認してください。ブラウザーウィンドウにaka.ms/リンクを貼り付けることで、リンク先の条項を確認できます。また、本契約は、本ソフトウェアに関連する更新プログラム、サプリメントおよびインターネットベースのサービスにも適用されます。お客様が更新プログラムまたはサプリメントをマイクロソフトから直接入手した場合、NECではなく、マイクロソフトが当該更新プログラムまたはサプリメントのライセンスを付与します。

本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本契約に同意し、かつ、マイクロソフトがお客様による本ソフトウェアの使用中、第6条に規定するプライバシーに関する声明により一定の情報を収集することを承諾したものとします。本契約に同意せず、また遵守しない場合、お客様は本ソフトウェアまたは機能を使用することはできません。この場合、NECに、問い合わせて、返品方針を確認してください。

1. ライセンスマネージャーの概要

- a. 本契約は、本サーバーにプレインストールされている本ソフトウェアおよび本ソフトウェアのみと併用される追加マイクロソフトソフトウェア、お客様が本ソフトウェアを受領したときのメディア(存在する場合)、および本ソフトウェアに対するマイクロソフトの更新プログラム、アップグレード、ダウングレード、サプリメントまたはサービスにも適用されます。ただし、これらにその他の条項が付属している場合は、その限りではありません。

b. ライセンス要件

本ソフトウェアのライセンスは、物理ハードウェア内の物理コアの数、およびアクセスされるサーバーソフトウェア機能に基づいています。本契約は、特定のソフトウェア製品バージョンに依存しています。

c. 特定用途

NECは、本サーバーを特定用途向けに設計しています。当該用途に限り本ソフトウェアを使用することができます。本サーバーの特定用途を直接サポートするソフトウェアまたは、本サーバーの管理、パフォーマンス強化および予防保守のみを目的として使用するユーティリティ、リソース管理、ウイルス対策ソフトウェアもしくは同様のソフトウェアを除き、他のソフトウェアプログラムまたは機能を本サーバーに追加および使用することはできません。

2. 定義

a. 追加ソフトウェア

追加ソフトウェアは、aka.ms/additionalsoftwareに記載のとおりに定義されています。

b. ライセンスの割り当て

ライセンスの割り当てとは、ライセンスを1台のサーバーまたは1人のユーザーに対して指定することをいいます。

c. クラスターHPCアプリケーション

クラスターHPCアプリケーションとは、複雑な計算問題や密接に関係した複数の計算問題を並列に解く、高性能コンピューティングアプリケーションを意味します。クラスターHPCアプリケーションは、計算が複雑な問題を一連のジョブおよびタスクに分割します。これらのジョブおよびタスクは、Microsoft HPC Packまたは同様のHPCミドルウェアなどで提供されるジョブスケジューラによって調整され、HPCクラスター内で実行されている1つ以上のコンピューター全体で並列に分散処理されます。

d. コアライセンス

コアライセンスは、サーバー内の1つの物理コアについてのライセンス許諾のために必要なライセンスです。物理コアとは、物理プロセッサのコアをいいます。物理プロセッサは、1つまたは複数の物理コアで構成されます。

e. 高性能コンピューティング(以下「HPC」といいます)ワークフロー

HPCワークフローとは、クラスターノードを実行するために使用される本ソフトウェアが、クラスターHPCアプリケーションをサポートするために、クラスターノード上のセキュリティ、ストレージ、パフォーマンスの強化、およびシステム管理を許可するために必要に応じて他のソフトウェアと共に使用されるワークフローを意味します。クラスターノードは、クラスターHPCアプリケーションの実行や、クラスターHPCアプリケーション向けのジョブスケジュールサービスの提供を行う専用デバイスです。

f. オペレーティングシステム環境

「オペレーティングシステム環境」とは、独立したコンピューターのID(主要コンピューター名もしくは類似の一意の識別子)または独立した管理権を可能にする、物理オペレーティングシステムの全部あるいは一部をいいます。物理オペレーティングシステム環境は、物理ハードウェアシステム上で直接作動するよう構成されています。

g. サーバー

サーバーとは、サーバーソフトウェアを実行することのできる物理的ハードウェアシステムまたはデバイスをいいます。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個の物理ハードウェアシステムとみなされます。

h. Windows Serverコンテナー

Windows Serverコンテナー(Hyper-Vによる分離を使用しない)は、Windows Serverの機能です。

3. サーバーソフトウェアにライセンスを付与する方法

a. サーバーへのライセンス付与

本契約のライセンスでは、お客様は16個のコアについて使用許諾されます。

b. 必要なライセンス数の本サーバーへの割り当て

初回割り当て。本ソフトウェアのライセンスは、本サーバーに割り当てられます。本サーバーは同ライセンスのすべてに関して「ライセンスを取得したサーバー」とみなされます。同じコアライセンスを他のサーバーに割り当てるることはできません。

c. 本ソフトウェアでサポートされる機能の制限

NECは、本サーバーに提供およびインストールされている基本機能のみをサポートするために、本ソフトウェアの使用をお客様に許諾します。お客様は、本サーバーを使用して以下の機能やソフトウェアを実行またはサポートすることは許諾されていません。

- Microsoft SQL Server Express Editionなどの非エンタープライズデータベースエンジンを除く、エンタープライズデータベースソフトウェア(Microsoft SQL Serverなど)。本ソフトウェアは、NECが本サーバーを設計した特定用途の一部として本ソフトウェアをサポートするためにのみ統合および使用されている、エンタープライズデータベースエンジン(Microsoft SQL Serverなど)を実行またはサポートすることもできます。
- エンタープライズリソースプランニング(ERP)ソフトウェア
- メッセージングまたはエンタープライズメール
- Microsoft ExchangeまたはMicrosoft SharePoint Portal Server
- チームコラボレーションソフトウェア
- 予定、会議、およびその他の予定表アイテムを処理するWebベースの時間管理アプリケーション

d. 制限

本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。NECおよびマイクロソフトは、適用法によりお客様により多くの権利が与えられない限り、默示、禁反言またはその他のいづれの法理によるかを問わず、本契約において明示的に許諾されていない権利(知的財産に関する法律に基づく権利など)をすべて留保します。お客様は、特定の使用方法を求めるソフトウェアの技術的制限に従う必要があります。たとえば、このライセンスはお客様に以下の権利を付与するものではなく、お客様は以下を行なうことはできません。

- 本ソフトウェアの技術的制限を回避して使用すること

- ・本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたはその他の方法で本ソフトウェアのソースコードを取り出そうと試みること。ただし、①適用法により許容されるまたは②本ソフトウェアに含まれる一定のオープンソースコンポーネントの使用に適用される第三者のライセンス条項により要求される場合
- ・本ソフトウェアのファイルおよびコンポーネントを、他のオペレーティングシステムまたは他のオペレーティングシステム上で実行されているアプリケーション内で使用すること
- ・本ソフトウェアを公開、貸貸、リース、貸与またはコピーすること(許可されたバックアップコピーを除く)
- ・マイクロソフトの事前の書面による承諾を得ることなく、本ソフトウェアのベンチマークテスト結果を第三者に開示すること
- ・本ソフトウェアを譲渡すること(本契約で許可されている場合を除く)
- ・明示的に許可されている場合を除き、1つのライセンスに基づいて本ソフトウェアを分離して複数のオペレーティングシステム環境で使用すること。この制限は、それらのオペレーティングシステム環境が同一の物理ハードウェアシステム上に存在する場合でも適用されます。
- ・本ソフトウェアを商用ソフトウェアホスティングサービスで使用すること
- ・インターネットベースの機能を使用している場合、第三者によるこれらの機能の使用を妨げる可能性のある方法で、またはサービス、データ、アカウントもしくはネットワークに不正な方法でアクセスを試みるために、これらの機能を使用すること

任意のデバイス上のソフトウェアにアクセスする権利は、そのデバイスにアクセスするソフトウェアまたはデバイスに関するマイクロソフトの特許またはその他の知的財産権行使する権利をお客様に付与するものではありません。

e. 含まれるマイクロソフトプログラム

本ソフトウェアには、他のマイクロソフトプログラムが含まれていることがあります。本契約に別途規定されている場合を除き、本ソフトウェアと併用されるこれらのマイクロソフトプログラムの使用には、本契約が適用されます。

f. 更新プログラム

本ソフトウェアでは、システムの更新プログラムが定期的に確認され、インストールされます。マイクロソフトまたは正規の提供元からのみ更新プログラムを取得できます。マイクロソフトは、当該更新プログラムをお客様に提供するために、お客様のシステムを更新する場合があります。お客様は、本契約に同意することにより、追加通知なくこのようない種類の自動更新プログラムを受け取ることに同意するものとします。

g. バックアップ用の複製

バックアップを目的として、本ソフトウェアの複製を1つ作成することができます。

h. マルチプレキシング

マルチプレキシングまたはプーリングによって本ソフトウェアとの直接接続を減らしても、必要な種類のライセンスの数を減じることはできません。

4. Windows Server CALは不要

本契約に基づいて許諾されているWindows Storage Serverソフトウェアの機能にアクセスしたり、当該機能を使用したりするサーバーには、Windows Server用クライアントアクセスライセンス(CAL)は必要ありません。マイクロソフト製品のCALを取得しても、お客様には、本契約により許諾されていない本ソフトウェアの機能を使用する権利は付与されません。

5. 追加のライセンス条項

a. 譲渡

お客様がドイツまたはaka.ms/transferに掲示されているいずれかの国で本ソフトウェアを取得した場合、本条項の規定は適用されません。この場合、本ソフトウェアの第三者への譲渡、および本ソフトウェアの使用権は、適用される法令に準拠する必要があります。お客様は、本サーバー、すべてのCOAラベル、本サーバーに最初から含まれるすべての追加ライセンス、および本契約と共に譲渡する場合に限り、本ソフトウェアを第三者に直接譲渡することができます。譲渡に先立ち、本ソフトウェアの譲受人は、本契約が本ソフトウェアの譲渡および使用に適用されることに同意しなければなりません。本契約のいずれの条項も、適用される法令に基づいて認められる範囲において、頒布権が消尽した場合に本ソフトウェアの譲渡を禁止するものではありません。

b. データストレージテクノロジ

本ソフトウェアには、Windows Internal Databaseと呼ばれるデータストレージテクノロジが含まれている場合があります。本ソフトウェアのコンポーネントは、データを格納する目的でこのテクノロジを使用します。その他の目的で本契約に基づいてこのテクノロジを使用したり、アクセスしたりすることはできません。

c. フォントコンポーネント

本ソフトウェアが動作している間は、そのフォントを使ってコンテンツの表示および印刷を行うことができます。お客様は、フォントの埋め込みに関する制限の下で許容される範囲でコンテンツにフォントを埋め込むこと、またコンテンツを印刷するためにフォントをプリンターまたはそ

の他の出力デバイスに一時的にダウンロードすることができます。

d. アイコン、画像および音声

本ソフトウェア作動中、本ソフトウェアのアイコン、画像、音声およびメディアを使用することはできますが、これらを第三者に提供することはできません。本ソフトウェアと共に提供されるサンプルの画像、音声およびメディアは、お客様の非商業的な使用のみを目的としています。

e. 追加の機能

マイクロソフトは、本ソフトウェアについて追加機能を提供することができます。その際、別途使用条件および料金が適用されることがあります。

f. Adobe Flash Player

本ソフトウェアには、Adobe Systems Incorporated の条項 aka.ms/adobeflashに基づいてライセンスされるAdobe Flash Playerが含まれています。AdobeおよびFlashは、Adobe Systems Incorporated(アドビシステムズ社)の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

g. 第三者のコンポーネント

本ソフトウェアには、別途の法的通知を含みまたは別の契約が適用される第三者のコンポーネントが含まれている場合があり、これらについては本ソフトウェアに付属するThirdPartyNoticesファイルに規定されています。

本ソフトウェアには、本契約に基づいて、第三者からではなく、NECからお客様にライセンスされる第三者のコンポーネントが含まれていることがあります。第三者のコンポーネントの注意事項がある場合は、お客様への参考情報としてのみ含まれます。

h. 追加の注意事項

(1) H.264/AVC, MPEG-4ビジュアル規格とVC-1ビデオ規格

本サービスには、H.264/AVC、MPEG-4またはVC-1画像解読テクノロジが含まれている場合があります。このテクノロジについては、MPEG LA, L.L.C.により以下の注意書きを表示することが義務付けられています。

本製品は、消費者による個人的かつ非商業的使用を前提とし、H.264/AVC PATENT PORTFOLIO LICENSE、VC-1 PATENT PORTFOLIO LICENSE、MPEG-4 PART 2およびVC-1 VISUAL PATENT PORTFOLIO LICENSEに基づいて次の用途に限ってライセンスされています。①上記の規格(以下「ビデオ規格」といいます)に従ってビデオをエンコードすること、または②個人的かつ非商業的活動に従事する消費者がエンコードしたH.264/AVC、VC-1およびMPEG-4 PART 2およびVC-1ビデオをデコードする、もしくは、かかるビデオを提供するライセンスを有するビデオプロバイダーから取得したビデオをデコードすること。その他の用途については、明示か黙示かを問わず、いかなるライセンスも許諾されません。詳細については、MPEG LA, L.L.C.から入手できます。AKA.MS/MPEGLAをご参照ください。

(2) マルウェア対策

マイクロソフトは、本サーバーをマルウェアから保護することに注意を払っています。本ソフトウェアでは、他の対策がインストールされていないか、有効期限が切れている場合、マルウェア対策が有効になります。有効にするには、他のマルウェア対策ソフトウェアを無効にするか、場合によっては削除する必要があります。

6. プライバシーおよびデータの使用への同意

マイクロソフトは、お客様のプライバシーを重視しています。本ソフトウェアの一部の機能は、それらの機能の使用時に情報を送受信します。これらの機能の多くは、ユーザーインターフェイスで解除することができます。または、それらを使用しないを選択することができます。お客様は、本契約に同意し、本ソフトウェアを使用することで、マイクロソフトが、Microsoftプライバシーに関する声明の記載aka.ms/privacy、および本ソフトウェアの機能と関連付けられているユーザーインターフェイスの記載に従って、情報を収集、使用および開示できることに同意します。

7. 地理的制約と輸出規制

お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法(輸出対象国、エンドユーザーおよびエンドユーザーによる使用に関する制限を含みます)を遵守しなければなりません。地理的制約および輸出規制の詳細については、aka.ms/exportingをご参照ください。

8. サポート

本ソフトウェアのサポートについては、NECにお問い合わせください。更新プログラムおよびサブリメントをマイクロソフトから直接取得した場合、適切にライセンスを取得したソフトウェアについて、マイクロソフトから限定サポートサービスが提供されることがあります。詳細については、aka.ms/mssupportをご参照ください。

9. 準拠法

契約違反に対する請求、不正競争防止法および黙示の保証に関する法令に基づく請求、不当利得返還請求、ならびに不法行為に基づく請求を含む、本ソフトウェア、その対価または本契約に関するすべての請求および紛争には、抵触法にかかわらず、お客様の住所(または会社の場合)は主たる業務地)の地域または国の法令が適用されます。

10. 地域による差異

本契約は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域や国によっては、消費者権利を含め、その他の権利を有する場合があります。また、お客様が本ソフトウェアを取得した当事者に関する権利を有する場合もあります。本契約は、お客様の地域または国の法令が権利の変更を許容しない場合、それらのその他の権利を変更しないものとします。たとえば、お客様が本ソフトウェアを以下のいずれかの地域で取得した場合、または強制的な国(の)の法令が適用される場合には、以下の規定がお客様に適用されます。

a. オーストラリア

「品質保証規定」に関する記述は、NECにより提供される明示の保証に関する記述を意味します。本保証は、オーストラリアの消費者法に基づく法律上の保証に従うお客様の権利および救済を含む、お客様が法令に基づいて保有する他の権利および救済に加えて提供されます。

本項では、「商品」とは、NECが明示の保証を提供する本ソフトウェアを意味します。マイクロソフトの商品には、オーストラリアの消費者法に基づき除外することのできない保証が付されています。お客様は、重要な不具合について交換または返金を受け、その他の合理的に予見可能な損失または損害については補償を受ける権利を有します。さらに、商品が許容品質に達しておらず、かつその不具合が重要な不具合に至っていない場合についても、商品の修理または交換を受ける権利を有します。

b. カナダ

お客様は、自動更新機能またはインターネットアクセスを無効にすることにより、更新プログラムの受信停止を選択することができます。特定のデバイスまたはソフトウェアで更新を無効にする方法については、製品ドキュメントをご覧ください。

c. ドイツおよびオーストリア

- (1) 保証。正規にライセンスを取得したソフトウェアは、本ソフトウェアに付属するマイクロソフトの資料の記載に実質的に従って動作します。ただし、NECおよびマイクロソフトは、ライセンスを取得したソフトウェアに関して契約上の保証は一切いたしません。
- (2) 限定責任。NECまたはマイクロソフトは、故意による行動、重過失があつた場合、および製造物責任法に基づく請求が申し立てられた場合、ならびに人の死亡もしくは傷害、または物理的傷害が発生した場合、制定法に従って責任を負います。前文に従って、NECまたはマイクロソフトが重大な契約上の義務、すなわち、本契約の正当な履行を支援する義務の遂行、本契約の目的を危うくる義務の不履行、および当事者が常に信頼できる義務の遵守(「基本義務」といわれます)に違反した場合、NECまたはマイクロソフトは軽過失に限り責任を負います。その他の軽過失については、NECまたはマイクロソフトは責任を負いません。

d. その他の地域

地域による差異の最新の一覧については、aka.ms/variationsをご参考ください。

11. セカンダリープート用および復旧用の複製

セカンダリープート用の複製。本ソフトウェアのセカンダリープート用の複製が本サーバー上にインストールされている場合、本ソフトウェアのプライマリオペレーティング用の複製に不具合、誤動作または破損が発生した場合のみ、プライマリオペレーティング用の複製が修復または再インストールされるまでに限り、セカンダリープート用の複製にアクセスしたり、当該複製からブートしたり、当該複製を表示および実行したりすることができます。お客様は、本ソフトウェアのプライマリオペレーティング用の複製とセカンダリープート用の複製の両方からブートしたり、かかる両方の複製を使用したりするようライセンス許諾されていません。

復旧用の複製。お客様は、本サーバー上の本ソフトウェアを修復または再インストールすることのみを目的として、本ソフトウェアの復旧用の複製を使用することができます。

12. 非フォールトレント

本ソフトウェアは、フォールトレントではありません。

13. 高リスク使用の免責

本ソフトウェアの故障または障害が、死亡もしくは重大な身体傷害、または厳しい物質的なまたは環境の損害をもたらすと見られるデバイス、システムまたは第三者の物との組み合わせにおいて本ソフトウェアを使用することを意図して設計されていません。

14. 完全なる合意

本契約(下記の品質保証規定を含みます)、お客様が使用する、任意のサブリメント、更新プログラムおよびサービスに付属する条項(NECまたはマイクロソフトのいずれかが提供したもの)ならびに本契約に記載されているWebリンクに掲載されている条項は、本ソフトウェアならびに当該サブリメント、更新プログラムおよびサービスに関する完全なる合意です。また、本契約に記載されているリンク先に掲載されている条項は、ブラウザのアドレスバーにそのURLを入力することでも確認できます。お客様は、かかる条項を確認するものとします。お客様は、本ソフトウェアまたはサービスを使用する前に、リンク先の条件を含むこれらの条件を注意深く読

むことに同意します。お客様は、本ソフトウェアおよびサービスを使用することにより、本契約および上記のリンク先の条件を承認することとなります。

品質保証規定

NECは、適切にライセンスを取得したソフトウェアが、本ソフトウェアに付属しているマイクロソフト資料に従って、実質的に動作することを保証します。本品質保証規定が有効な90日間に、お客様がマイクロソフトから直接取得された更新プログラムまたはサブリメントについては、マイクロソフトが本品質保証規定を履行します。本品質保証規定では、お客様に起因する問題、お客様が指示に従わなかったことで生じた問題、NECまたはマイクロソフトの合理的な支配の及ばない事柄に起因して発生した問題は対象としません。品質保証規定は、最初のユーザーが本ソフトウェアを取得した日から発効し、その後90日間有効です。90日間の有効期間内に、お客様がNECまたはマイクロソフトから受け取ることがあるすべてのサブリメント、更新プログラムまたは交換ソフトウェアも保証の対象となります。この場合は、90日間の有効期間の残存期間または30日間のいずれか長いほうの期間、保証されます。本ソフトウェアを譲渡しても、その品質保証規定の期間が延長されることはありません。

NECおよびマイクロソフトは、他の明示的な保証、条件、瑕疵担保またはその他本ソフトウェアの品質について一切責任を負いません。NECおよびマイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、権利侵害の不存在を含め、いかなる默示の保証または条件についても一切責任を負いません。地域の法律により、默示の保証の制限をマイクロソフトが行うことと認められていない場合、默示の保証は、上記の品質保証規定期間中に限り、法律上許容される限り、限定された内容においてお客様に与えられるものとします。お客様の地域の法律によって、契約上の制限にかかるわらず、より長い有効期間が品質保証規定に求められる場合、当該より長い期間が適用されます。ただし、お客様が請求しうる内容は、本ライセンス条項で許可されている内容に限定されます。本品質保証規定が変更できないお客様の地域の法令による追加の消費者の権利が存在する場合があります。

NECまたはマイクロソフトが品質保証規定に違反した場合、NECまたはマイクロソフトは、自らの裁量において、①無償で本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、または②本ソフトウェア(もしくはNECまたはマイクロソフトの裁量により、本ソフトウェアがブレインストールされたサーバー)の返品を受け取って支払われた金額を払い戻します。NEC(または、お客様が直接マイクロソフトから取得した場合は、マイクロソフト)は、サブリメント、更新プログラム、および本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、またはお客様が支払われた金額を払い戻すこともあります。以上が、品質保証規定違反に対する、お客様への唯一の権利となります。本品質保証規定は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、お客様は地域によって、その他の権利を有する場合があります。

NECまたはマイクロソフトが提供することのある修理、交換または払い戻しを除き、本品質保証規定、本契約の他のすべての部分、またはその他の法理に基づいても、お客様はいかなる損害(逸失利益、直接損害、結果的損害、特別損害、間接損害、付随的損害を含みます)の賠償またはその他の請求を行うことはできません。本契約に規定する損害の免責および救済手段の制限は、修理、交換または払い戻しによってお客様の損失が完全に補償されない場合、NECまたはマイクロソフトがこのような損害の可能性を認識していたか、もしくは認識し得た場合、または本契約に規定する救済手段がその実質的目的を達成できない場合にも適用されます。一部の地域及び国では付隨的損害、派生的損害、またはその他の損害の免責、または制限を認めないため、上記の制限または免責がお客様に適用されないことがあります。お客様の地域の法律において、かかる契約上の責任の制限または免責にもかかるわらず、NECまたはマイクロソフトに損害の賠償を請求することが認められる場合、お客様が請求できる金額は、本ソフトウェアの金額に相当する額(またはお客様が本ソフトウェアを無償で取得した場合は50米ドル)を上限とします。